

託送供給等に関する情報取扱規程

平 17.3.22 制定

平 30.7.1 現在

(目的)

第1条 この規程は、託送供給および電力量調整供給（以下「託送供給等」という。）の業務に関して知り得た情報の取扱について遵守すべき基本的事項を定めることにより、送配電部門の公平性・公正性を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 託送供給等契約者

当社以外の小売電気事業者や発電事業者など、当社との間で託送供給契約もしくは電力量調整供給契約を締結または締結予定の電気供給事業者（新規に事業を営もうと意図している者も含む。）をいう。

(2) 機密情報

託送供給等の業務に関して知り得た託送供給等契約者、発電者または需要者の情報をいう。

(3) 送配電部門

当社の送配電設備に係る計画・工事・保守・運用等（水力発電所の工事、保守、運用等を含む。）を行う部門をいう。

(4) 託送供給部門

送配電部門のうち、託送供給等に係る事前連絡、接続検討、関連工事、系統運用等を行う部門をいう。

(5) 発電部門

当社の発電設備に係る計画・工事（水力発電所の工事を除く。）等を行う部門をいう。

(6) 小売部門

当社の電気の販売・営業活動・電気需給契約等を行う部門および卸電力取引市場において電気の調達・販売を行う部門の総称をいう。

(全ての役員および従業員が遵守すべき事項)

第3条 全ての役員および従業員は、機密情報を託送供給等の業務以外の目的に利用または提供してはならない。

(託送供給等の業務に携わる役員および従業員が遵守すべき事項)

第4条 託送供給等の業務に携わる役員および従業員は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 機密情報は、託送供給等の業務に携わる者以外に提供してはならない。過去に託送供給等の業務に携わった者もこれを遵守する。ただし、当該情報提供者の承諾がある場合など正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (2) 機密情報の記載のある文書・データを託送供給等の業務に携わる者以外の者が目的外に利用できないように厳重に保管する。
- (3) 機密情報の伝達等に当たっては、符号化して必要最小限の内容にとどめる等により、目的外に利用できないように厳格に管理する。ただし、工事の実施や系統運用等を行う上で、やむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 託送供給等の業務に携わる者は、発電部門または小売部門の業務は行わない。ただし、事故停電対応や小規模事業所における業務は、連携して行うことができる。
- (5) 託送供給部門とその他の部門は、物理的に隔絶する。

(託送供給部門および小売部門・発電部門とともに統括する地位にある役員および従業員が留意すべき事項)

第5条 託送供給部門および小売部門・発電部門とともに統括する地位にある役員および従業員は、機密情報を特に厳正に取り扱わなければならない。

(情報管理責任者の設置)

第6条 第4条、第5条で定める事項の遵守状況を管理するため情報管理責任者を設置する。

- 2 前項で定める情報管理責任者は、送配電サービス部を担当する役付執行役員とする。

(託送供給部門以外の役員および従業員が遵守すべき事項)

第7条 託送供給部門以外の役員および従業員は、託送供給等の業務に携わる者に機密情報の提供を要求してはならない。

(人事異動の制限)

第8条 託送供給等契約者との託送供給等に関する情報連絡窓口となるネットワークサービスセンターおよび中央給電指令所から、小売部門への直接の人事異動は行わない。

(送配電部門が発電部門、小売部門と連携して行っている業務)

第9条 送配電部門の業務に携わる者は、「第4条(4)『但書』」に示す業務の他、水力発電所の工事・保守・運用等の業務を発電部門の業務に携わる者と連携して行うことができる。

(その他)

第10条 本規程の取扱に関する詳細については、別途定める。